

2024年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ
代表者名 代表取締役会長 前田 和彦
(コード番号 8886 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員経営管理室長 中島 崇
電 話 052-249-3504

民事訴訟の終了に関するお知らせ

当社は、2023年1月23日付「第三者調査委員会の設置及び労働訴訟の解決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社 東京支店（当時）における不適切行為に関して、元従業員に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりました。この度、相手方が行っていた2023年12月7日付の名古屋高等裁判所による判決に対する上告及び上告受理申立てについて、上告棄却及び上告不受理を決定する旨の通知を受け、当社の勝訴（一部請求棄却）が確定しましたのでお知らせします。

記

1. 決定のあった年月日及び裁判所

- ① 年月日： 2024年5月24日
- ② 裁判所： 最高裁判所

2. 訴訟の経緯

2020年3月、当社東京支店において、当時支店長であった元従業員がその立場を利用して、2019年7月に締結した工事請負契約において、その見積金額に本来であれば不要である多額の金銭をコンサルタント料の名目で上乗せして、当該従業員の関与が疑われる法人に還流させていたことが、社外関係者からの内部通報により判明しました。その後の調査で、同様の手口により資金を還流させた事案が他に2件あることが判明し、当社は元従業員に対して、これら3件について1億750万円（弁護士費用含む）の損害賠償請求を名古屋地方裁判所に訴訟提起をしました。

2023年4月24日に出された名古屋地方裁判所による一審判決は、当社の請求を棄却するものでしたので、当社は名古屋高等裁判所に控訴しました。2023年12月7日に控訴審判決が出され、当社の請求は一部棄却されたものの、3件の不正事案のうち2件の請求が認められました。その後、相手方が上告しましたが、この度の最高裁判所による決定により、名古屋高等裁判所の判決内容が確定しました。

3. 決定の内容

- ① 本件上告を棄却する。
- ② 本件を上告審として受理しない。
- ③ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本件が当社の当期連結業績に与える影響は軽微であります。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

なお、2022年3月18日付「当社元従業員による不正行為を含めた諸係争案件に関するお知らせ」で公表しましたとおり、判明した不正行為1件に関して、当社は元従業員を捜査当局に告訴しておりますが、現時点で当局側の最終判断に関する報告は受けておりません。本件は個人に対する事案であるため、今後、本告訴に関しての当社からの情報開示は差し控えさせていただきますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上